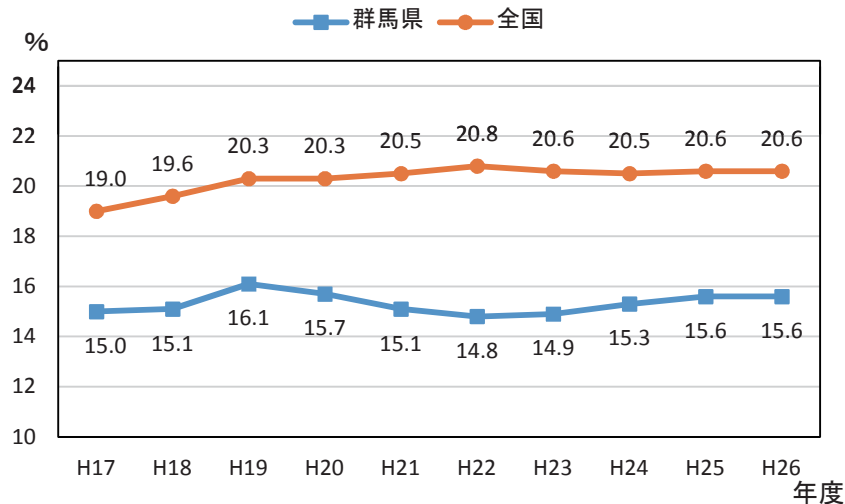


第2節 地域の循環資源を活かすリサイクルの推進

■ 現状と課題

- 世界的に資源需要が高まる中、天然資源を保全しつつ必要な資源を確保するため、廃棄物から資源を回収して再生利用する必要性が一層高まっています。しかし、本県のリサイクル率は、平成26(2014)年度は15.6%で全国ワースト10位であり、廃棄物からの資源の回収を一段と高める必要があります。
- 現状の回収ルートのままでは、循環資源*1の回収量を大幅に増加させることは見込めません。また、現在の処理ルートのままでは、水平リサイクル*2など、資源の性質を活かした質の高い資源の循環を推進することも困難です。
- 県内の容器包装廃棄物のうち、プラスチック類の回収を実施している市町村の割合は60%前後、その他紙の回収については20%前後で留まっていることから、民間を含めた新たな回収ルートの整備による回収量の増加を図る必要があります。
- 事業所から排出される個人情報や機密情報が記載された紙ごみは、焼却処分が優先されており、溶解処理等によるリサイクルを促進する必要があります。
- 平成25(2013)年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が新たに施行されました。使用済小型家電は、レアメタルなどの貴重な資源が含まれていることから、「都市鉱山」と呼ばれています。この「都市鉱山」から資源を回収し、循環の取組を推進するため、市町村での回収拠点に加え、県民が利用しやすい民間の回収拠点の整備が必要です。
- 農業生産に伴う農業用廃資材は、農業者の責任で適正に処理する必要がありますが、各農家で個別に再資源化を行うことは困難な状況です。加えて、各農家から排出される廃資材は少量であることから、適正かつ効率的な処理の体制を整える必要があります。
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が完全施行された平成14(2002)年以降、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務付けられたこともあり、本県の再資源化率は、平成24(2012)年度で約94%にまで上昇しました。
- しかしながら、建設廃棄物の中には、依然として再資源化率・有効利用率が低い品目があり、更なるリサイクルの質の向上が求められています。
- バイオマス*3をエネルギー源や製品の原材料等として利用することは、環境負荷の少ない低炭素社会や循環型社会の実現に貢献することになります。
- 豊かな森林資源を有し、畜産が盛んな本県は、豊富なバイオマス資源を有しており、これらの資源を効果的に活用していく必要があります。
- 本県の炭素換算したバイオマスの賦存量*4(平成26(2014)年度)は約36万t/年で、利用量は約29万t/年、利用率は約79%となっています。
- バイオマスは種類が多く、地域によってバイオマスの種類や量が異なります。こうした特性を踏まえ、地域において効率的に収集・運搬、加工、利用等を行うシステムを構築することが重要です。

再生利用(リサイクル)率の推移



■ 方向性

- これまで廃棄していた「ごみ」から有用な資源をより多く回収し、循環的な利用を促進することで、天然資源の消費を抑制しつつ、必要な資源の確保を図ろうとする意識の啓発と変革に取り組みます。
- 容器包装廃棄物や古紙等の回収・処理ルートを、県民が安心して利用できるよう整備し、回収量の増加を図ります。
- 地域におけるバイオマスの活用を促進するため、バイオマスの供給者、製品等の製造者、利用者などの関係者が連携しつつ、効率的かつ経済的な地域循環型システムを構築します。
- 農業用廃資材について、可能な限り再資源化を図ります。
- 県内には管理型最終処分場が少なく、建設汚泥や廃石膏ボードなどを処分する際、他県まで搬出する必要があります。このため、建設汚泥等の現場内利用、工事間利用、再生品利用などを促進します。
- 間伐材の利用促進を図るため、これまでの切捨間伐から利用間伐へ転換するとともに、効率的な収集・運搬システムの構築、加工・流通体制の整備、需要の拡大を進めます。
- 食品廃棄物の再生利用を促進するため、国と連携して、食品リサイクルの普及促進を図ります。
- 循環資源の回収量を向上させ、水平リサイクルなどの質の高い資源の循環的な利用を目指します。
- 循環資源の再生利用は、天然資源の保全や地球温暖化防止等、低炭素社会の構築にも寄与するため、再生製品の利用を促進します。
- 地域の循環資源を活用したリサイクル関連産業の振興等により、地方創生の基盤づくりを推進します。

■ 施策展開

① 質の高い資源の循環的な利用に向けた普及・啓発

- ◆ごみの分別区分等、ルールの特標準化に向けた取組の支援【廃棄物・リサイクル課】
- ◆分別ルールの特徹底を図るための普及・啓発【廃棄物・リサイクル課】

② 民間の回収・処理ルートの特整備

- ◆環境にやさしい買い物スタイルの特普及促進【環境政策課】(再掲)
- ◆県民が利用しやすい資源ごみの回収方法、回収ルートの特開拓【廃棄物・リサイクル課】
- ◆新たな回収拠点の特整備及び既設拠点における回収品目の特拡大【廃棄物・リサイクル課】
- ◆民間処理ルートの特充実【廃棄物・リサイクル課】

③ リサイクル関連産業の特振興

- ◆循環資源の特積極的な利用促進【廃棄物・リサイクル課】
- ◆廃棄物等の特有効利用を図る優良事業者の特育成【廃棄物・リサイクル課】
- ◆処理施設の特確保に向けた支援【廃棄物・リサイクル課】
- ◆グリーン購入等、再商品化された品目の特積極的な利用促進と市場の特拡大の支援【廃棄物・リサイクル課】
- ◆廃プラスチックをはじめとする農業用廃資材の特適正処理と有効利用の特促進【技術支援課】
- ◆廃石膏ボードの特再生利用の特促進(半水石膏路床改良工)【建設企画課】

④ バイオマス活用システムの特構築

- ◆バイオマス活用推進計画の特推進【環境エネルギー課】
- ◆生ごみの特バイオマス活用率の特向上【廃棄物・リサイクル課】
- ◆木質バイオマスの特利用促進【林業振興課】
- ◆食品リサイクルの特推進【ぐんまブランド推進課】
- ◆建設発生木材の特再資源化【建設企画課】



この節の用語解説

- * 1 **循環資源**: 廃棄物のうち、有用なもの。「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)では循環資源については循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべき旨を規定しています。
- * 2 **水平リサイクル**: 使用済の製品から回収した資源が同一種類の製品の原材料として再利用される資源循環のことです。
- * 3 **バイオマス**: 木材、海草、生ごみ、紙、動物の死がい、ふん尿、プランクトンなどの再生可能な生物由来の有機性資源のことで、石油などの化石資源を除いたもの。バイオマスは植物が成長過程で光合成により大気中の二酸化炭素を固定して作り出した有機物に由来するため、燃焼しても実質的には大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えません。
- * 4 **賦存量**: バイオマスの一年間の発生量をいいます。